



2015年度
大阪大学医学部附属病院
麻酔科専門医
研修プログラムのご案内
第1版

はじめに



- **麻酔科専門医になることは、初期臨床研修を終え専門臨床研修を始めた麻酔科医にとって大きな目標の一つです。**
- 麻酔科専門医に認定されるためには、多くの症例を経験し、幅広い知識とさまざまな技術を獲得しなければなりません。また心臓血管麻酔や、産科麻酔、小児麻酔など、専門性の高い症例を経験する必要があります。したがって、どのような施設でどのような研修を行うかが、麻酔科専門医を目指す先生方にとっては大いに関心があることだと思われます。
- さらに2015年度から麻酔科専門医研修プログラムが新しくなり、これに伴って2019年度の麻酔科専門医新規認定審査にも大きな変更が加えられました。
- このパンフレットでは麻酔科専門医新規認定審査に必要な資格と審査申請までの流れを解説し、私たち大阪大学医学部附属病院麻酔科専門医研修プログラム（以下、**阪大麻酔科専門医研修プログラム**）の概要について説明します。

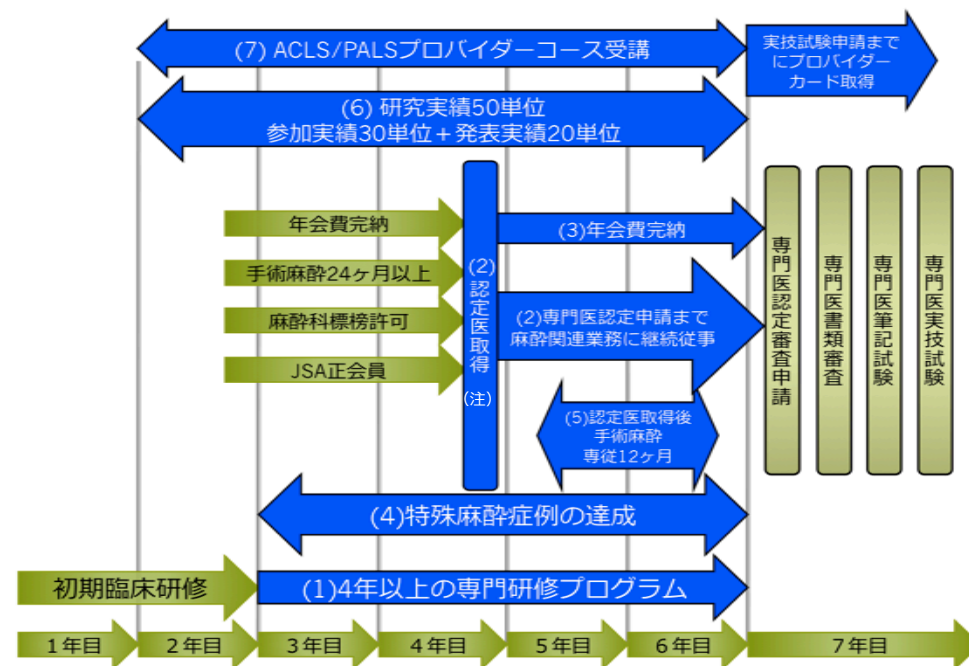
麻酔科専門医の新規認定審査に必要な資格は？



「麻酔科専門医に関する内規」

- (1) 医師臨床研修終了後申請する年の3月31日までに、満4年以上第31条に定める研修プログラムのもとで所定の研修をしていること。
- (2) 認定医の資格を有し、申請までの間、麻酔科関連業務に継続して専従していること^(注)。
- (3) 申請する年の会費を完納していること。
- (4) 申請する年の3月31日までに認定医取得までの期間も含めて下記の経験症例数（必要経験症例）を満たすこと。なお、小児と心臓については1症例の担当医を2人までとするが、その他の麻酔症例では1症例の担当は主たる担当医は1名とする。また、1症例を重複して申請することは認めない。
 - ・小児(6歳未満)の麻酔 25例
 - ・帝王切開術の麻酔 10例
 - ・心臓血管手術の麻酔(胸部大動脈手術を含む) 25例
 - ・胸部外科手術の麻酔 25例
 - ・脳神経外科の麻酔 25例
- (5) 認定医資格取得後、申請する年の3月31日までに12ヶ月の手術室における麻酔管理業務の研修をしていること。
- (6) 申請する年の5年前の4月1日から申請する年の3月31日までの間に、所定の研究実績があること。
- (7) 申請する年の5年前の4月1日から申請する年の3月31日までの間に、AHA-ACLS、またはAHA-PALSプロバイダーコースを受講し、実技試験申請時にプロバイダーカードを取得していること。

麻酔科専門医新規申請までの流れ



(注) 新認定制度より4年の研修プログラムを完了することを求めているため、新規申請までの麻酔科関連業務の継続専従規定が削除されました。

(注) 麻酔科認定医を取得するためには、①日本麻酔科学会正会員であり、申請する年の年会費を完納していること、②麻酔科標榜許可を受けていること、③認定病院で24ヶ月以上の手術麻酔管理を経験していること、という条件が必要です。

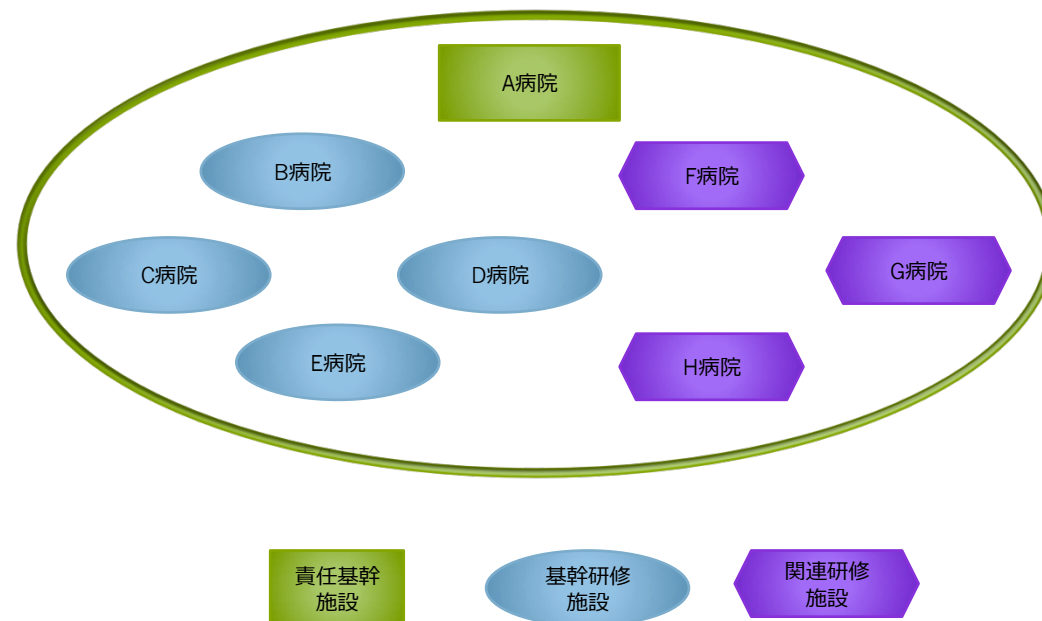
専門医研修プログラムとは



- 新しい専門研修制度では、麻酔科専門研修を希望する専門研修医（専攻医）が日本麻酔科学会認定審査委員会が認定した**専門医研修プログラム**において、**4年以上の研修をおこなうことが義務づけられています。**
- この研修プログラムとは、一つの責任基幹施設と複数の基幹研修施設および関連研修施設で構成される病院群が提供する**臨床研修の実施体制**のことです。
- 専攻医は研修プログラムを実施する施設で研修を行わなければ、麻酔科専門医の認定審査に必要な資格としての**専門臨床研修を行った**とは見なされません。
- 各施設では、専攻医が麻酔科専門医にふさわしい技術を習得するための**研修カリキュラム**を提供します。
- 4年間の研修プログラムを通して、バランスの取れた多くの症例を経験しながら、心臓血管外科や小児などの**必要経験症例**を達成できるように、施設のローテーションを研修管理委員会が調整します。

研修プログラムの構成

- **責任基幹施設**
 - プログラムの遂行に責任を負う施設です。
- **基幹研修施設**
 - 研修プログラムの中核として十分な臨床実績と指導実績を持つ施設です。
- **関連研修施設**
 - 上記に相当せず、専門研修を補完する施設です。



阪大麻酔科専門医 研修プログラムでは



**1.豊富な施設数と症例数で充実した
研修を送ることができます**

2.研究発表を積極的にサポートします

**3.到達度に応じたフレキシブルな
ローテーションシステムを提供します**

1. 豊富な施設数と症例数で 充実した研修を送ることができます



- 阪大麻酔科専門医研修プログラムの病院群を構成する各施設のほとんどは、大阪大学医学部麻酔集中治療医学教室（医局）の関連病院であり、これまでに多くの麻酔科専門医を輩出してきた実績があります。
- 大阪府立急性期総合医療センターや大阪警察病院などの中核病院が病院群に含まれており、さまざまな診療科の症例を、バランス良く多数経験することができます。
- 国立循環器病研究センターや大阪府立母子保健総合医療センター、府立呼吸器アレルギー医療センターなどの専門病院も含まれており、心臓血管手術や小児手術などの必要経験症例について、十分な症例数を提供することができます。
- 手術室での麻酔管理に留まらず、集中治療やペインクリニックなどの麻酔科関連業務に携わることも可能です。
- 専門研修中の専攻医は、大阪大学医学部麻酔集中治療医学教室（医局）に所属するものとします。

カテゴリー	施設名	所在地
責任基幹施設	大阪大学医学部附属病院	大阪府吹田市
基幹研修施設	国立大阪医療センター	大阪市中央区
	国立大阪南医療センター	河内長野市
	大阪警察病院	大阪市天王寺区
	関西労災病院	兵庫県尼崎市
	済生会中津病院	大阪市北区
	市立豊中病院	大阪府豊中市
	府立急性期総合医療センター	大阪市住吉区
	府立成人病センター	大阪市東成区
	府立母子保健センター	大阪府和泉市
	国立循環器病研究センター	大阪府吹田市
国立成育医療研究センター	東京都世田谷区	
関連研修施設	日生病院	大阪市西区
	多根総合病院	大阪市西区
	大阪みなと中央病院	大阪市港区
	NTT西日本病院	大阪市天王寺区
	西宮市立中央病院	兵庫県西宮市
	市立池田病院	大阪府池田市
	市立箕面病院	大阪府箕面市
	府立呼吸器アレルギー医療センター	大阪府羽曳野市
	愛染橋病院	大阪市浪速区
	大阪脳神経外科病院	大阪府豊中市

2. 研究発表を積極的にサポートします



- 阪大麻酔科の関連病院からは、これまでに多くの研究が学術集会や論文をとおして発表されてきました。これらの発表のなかには、基礎研究と臨床研究を問わず、海外で高い評価を受けているものも数多くあります。
- 阪大麻酔科専門医研修プログラムでは、専攻医が十分な研究実績を積むことができるよう、日本麻酔科学会の学術集会をはじめとする麻酔科関連学会・研究会への参加を薦め、研究発表の指導を積極的に行います。
- また論文の作成と投稿についても、経験豊かな指導医が丁寧な指導を行います。
- 個々の専攻医の研究実績について研修管理委員会で集計・管理し、専門医の認定審査の審査までに実績が充分であるかを評価します。

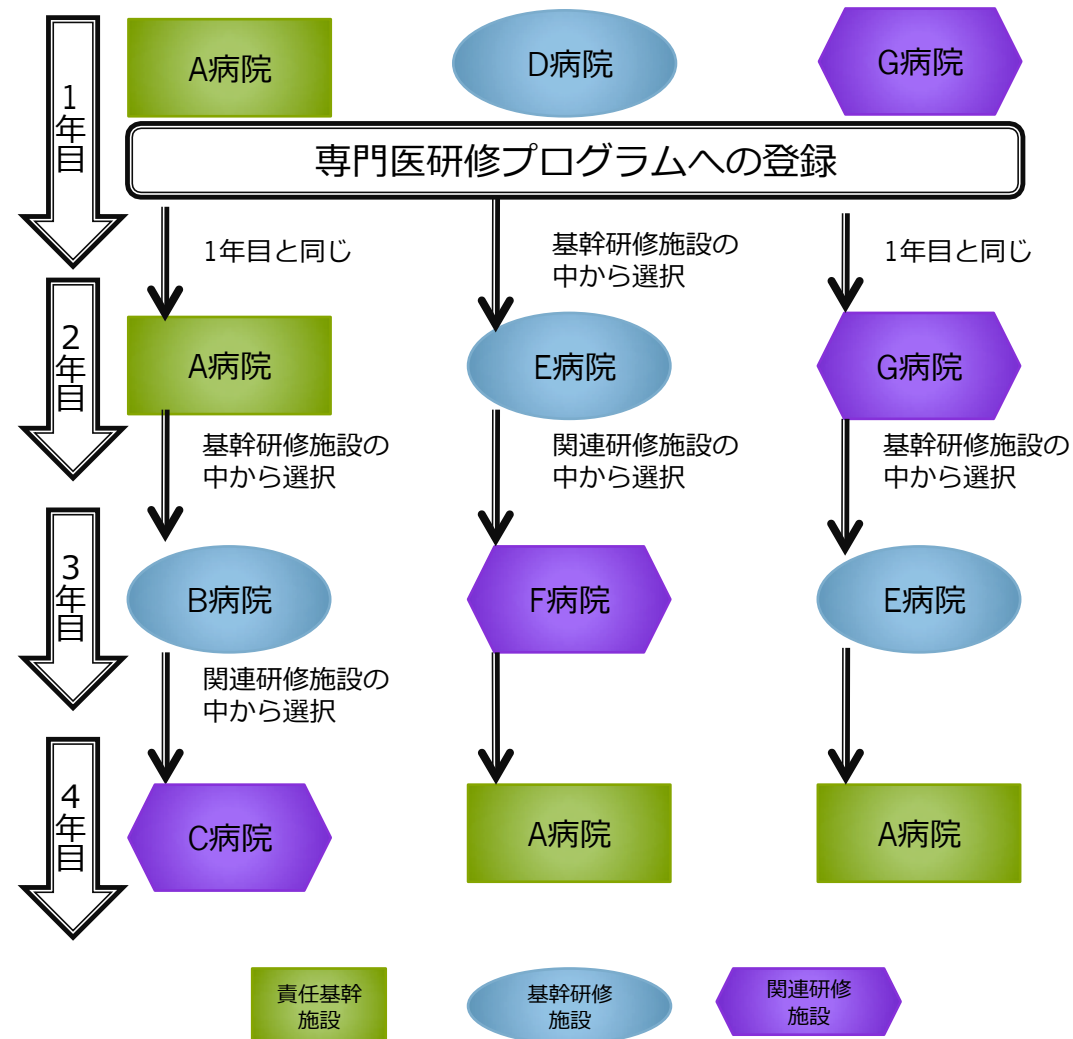
学術集会	参加単位	発表単位
日本麻酔科学会年次学術集会	15	15
日本麻酔科学会関西地方会	10	10
日本臨床麻酔学会	10	10
日本心臓血管麻酔学会	5	5
日本小児麻酔学会	5	5
日本ペインクリニック学会	5	5
日本集中治療医学会	5	5
日本静脈麻酔学会	5	5
日本老年麻酔学会	5	5
米国麻酔科学会 (ASA)	10	10
ヨーロッパ麻酔科学会 (ESA)	5	10

3. 到達度に応じたフレキシブルな ローテーションシステムを提供します



施設ローテーションの例（4年間）

- 阪大麻酔科専門医研修プログラムは、個々の専攻医の到達度に応じてフレキシブルなローテーションシステムを提供します。
- 研修管理委員会は、専攻医が4年またはそれ以上の専門研修を行うに当たって、年度毎に臨床実績および研究実績の到達度を評価し、専攻医一人一人が適切に研修プログラムを遂行できるように図ります。
- 1年目は専門医研修プログラム登録施設で研修を始めますが、2年目以降は研修管理委員会で基幹研修施設・関連研修施設というカテゴリーの中から施設を選択し、調整を行った上で、専攻医の異動先を決定します。
- 必要経験症例の達成数によっては、専門病院への短期研修を含めることがあります。





よくある質問

Q：責任基幹施設（ここでは阪大病院）での研修は4年間のプログラムに必ず含まれていなければならないでしょうか。

A：**責任基幹施設での勤務が必須ではありません。**「必要経験症例」を経験することができ、かつ、関連研修施設での研修が2年を越えなければ自由にローテーションを組んでいただくことが可能です。

Q：産休・育休期間はどの程度まで許容されるでしょうか。つまり、例えば4年の研修期間のうち産休・育休が6ヶ月間あった場合、「4年間の研修」と認められるのでしょうか。

A：新認定制度より4年の研修プログラムを完了することを求めているため、新規申請までの麻酔科関連業務の継続専従規定が削除されました。そのため、産休前後の期間でフルタイムでの勤務ができなかった場合でも、**研修プログラムの到達目標、「必要経験症例」を習得出来ていれば4年間で修了と認定することも可能です。**

Q：専攻医が結婚等で引越しをした場合、別の研修プログラムに移動することは可能でしょうか。

A：専攻医は、やむを得ない場合、研修期間中に研修プログラムを変更することが出来ます。**変更の際は、双方の研修管理委員会の承認を得る必要があります。**双方の研修管理委員会で承認を得ることができれば、研修プログラムの移動は可能です。

Q：手術室での麻酔管理ではないペインクリニックと集中治療の研修を行うことは可能でしょうか。

A：「**必要経験症例**」を4年間でこなすことができれば、ペインクリニックや集中治療の研修をしていただいても結構です。

Q：卒後臨床研修（初期研修）期間中に経験した「必要経験症例」は、専門研修中の症例として算定されますか。

A：研修開始登録以前に経験した症例の算定は原則認められませんが、**卒後臨床研修修了後6ヶ月以内に研修開始登録を行った場合には、**卒後臨床研修開始時まで遡って登録したとみなし、卒後臨床研修期間中の症例を加えることができます。

Q：4年間、同一の施設で研修することはできますか。

A：**関連研修施設での2年を超える研修は、原則的にできません。**

お問い合わせ



- このパンフレットに記載された専門医研修プログラムにつきましては、各施設の担当者、または大阪大学医学部麻酔集中治療医学教室の入高西（いりたけにし）へお問い合わせ下さい。

■ 施設名： _____

■ 担当者： _____

■ E-mail： _____

■ TEL番号： _____

- 大阪大学医学部麻酔集中治療医学教室
 - 入高西毅（いりたけにし たけし）
 - E-mail： iritake@anes.med.osaka-u.ac.jp
 - TEL番号： 06-6879-3133（医局）

- 専門医研修プログラムについては、以下の日本麻酔科学会のwebサイトもご参照ください。

■ URL <http://www.anesth.or.jp/info/20130827.html>